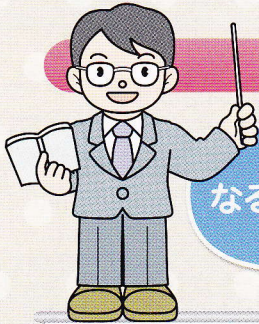


お知らせ



新たに組合員になられたみなさまへ

なるほど!!

公立学校共済組合の
福祉保険制度

① 共済組合の各事業を補完

当共済組合では、公立学校の教職員の生活の安定を図るために、相互救済を目的とした各種事業を行っております。

	死亡の場合	長期休職の場合	入院した場合	三大疾病の場合	健康増進のために
法律にもとづく 共済組合の事業	長期給付事業(年金)	短期給付事業(健康保険)	短期給付事業(健康保険)	短期給付事業(健康保険)	福祉事業

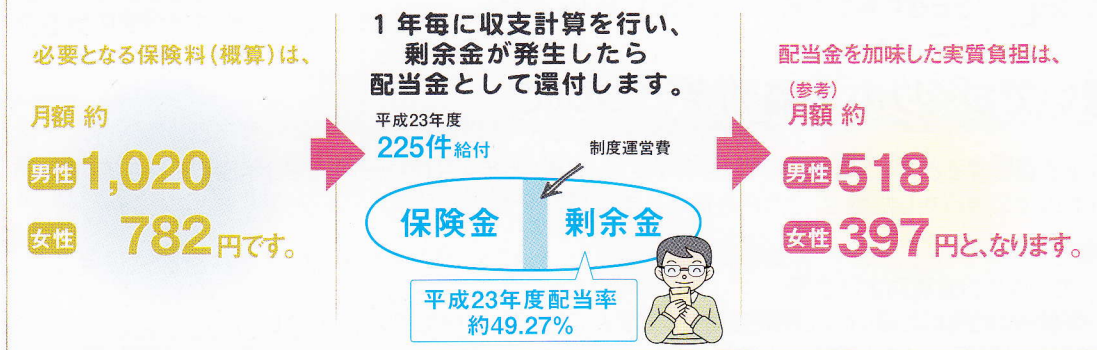
「福祉保険制度」は各事業だけでは不足してしまう部分を補完するために必要な給付を過不足なく行います。

共済組合の 「福祉保険制度」	ファミリー年金	傷病休職給付金	入院費用給付金	特定疾病給付金	元気づくり サービスコース
-------------------	---------	---------	---------	---------	------------------

② 安心は大きく、負担はひかえめ

全国で約15万人の加入者によるスケールメリットにより、安定した制度運営と手頃な保険料を実現しています。また、配当金の還付があった場合には、実際の負担は更に軽減されます。

例えば ファミリー年金「新基本プラン」の場合 15歳～35歳(S.53.5.2～H.11.5.1生まれ)



※年齢は保険年齢です。保険年齢とは、満年齢と異なり、例えば効力発効日(契約応当日)時点の40歳の保険年齢は39歳6カ月を超え40歳6カ月までとなります。(例)保険年齢40歳=平成25年11月1日現在39歳6カ月を超え40歳6カ月まで
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。傷病休職給付金、入院費用給付金、特定疾病給付金、元気づくりサービスコースには配当金がありません。
※配当率は、今後変動することがありますので記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。

重要 1年に一度の申込手続きとなります。加入募集資料は、所属所を通じて別途配付します。

福祉保険制度の募集に関するお問い合わせは…
『福祉保険制度』照会センター
0120-175-285
月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:30～17:30
平成25年2月18日(月)～7月31日(水)

申し込み締め切り
7月24日

公立学校共済組合
JAPAN MUTUAL AID ASSOCIATION OF PUBLIC SCHOOL TEACHERS

MY-A-13-LF-002978
MYG-A-13-LF-85
MYLP-チ-13-13-005